

令和3年度 阿賀町の決算と財政状況

令和3年度の町の決算がまとまりました。決算は、町にどのようなお金が入り、どのようにお金を使ったかを表す町の家計簿です。決算を通してみなさんが納めた税金の使いみちや町の財政状況などをお知らせします。

阿賀町の会計

地方公共団体の会計は、一般会計と特別会計に区分経理されていますが、各団体の会計区分は一様ではありません。各団体相互間の状況を比較検討するため、全国統一的方法により一般行政部門の会計を「普通会計」として整理し、その他の会計と区分しています。阿賀町の普通会計には、一般会計、診療所特別会計（※1）及び町営スキー場事業特別会計が含まれます。

※1 診療所特別会計のうち、訪問看護ステーション事業は「公営企業会計」として区分しています。

令和3年度普通会計決算の概況

1 歳入歳出決算額

歳入は、普通交付税の再算定による増額及び除排雪対策経費の増額による特別交付税の増額により、地方交付税で7億639万4千円増額となりました。寄附金は、定期便など寄附者のニーズに合わせた商品のラインナップを増やしたこと等によるふるさと納税の増額により2億5,973万4円増額となりました。一方で、国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対策に係る特別定額給付金の皆減により8億4,214万1千円の大幅な減額となったものの、歳入総額では令和2年度に比べ9,903万2千円の増額となりました。

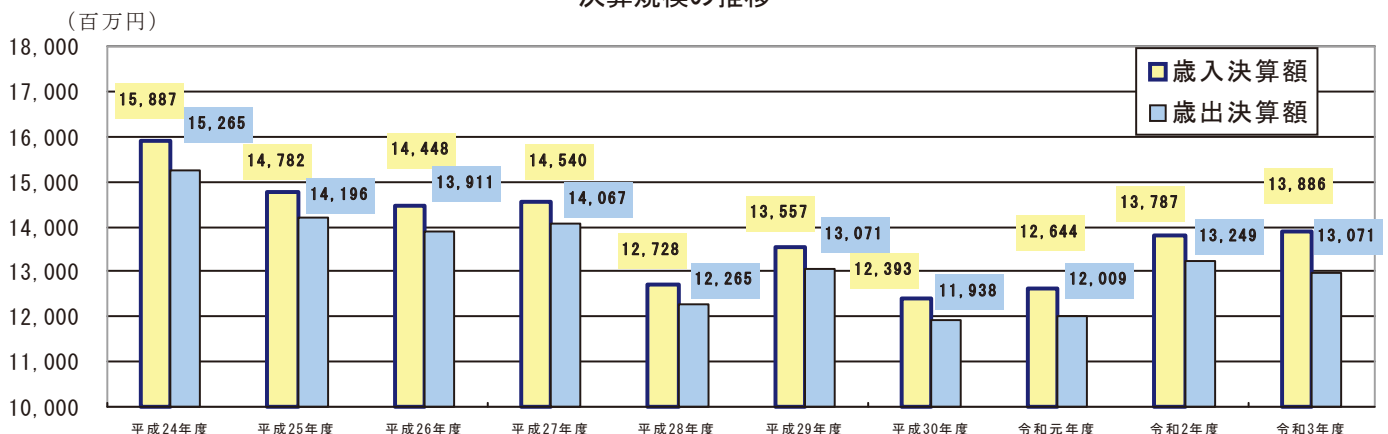
歳出は、主に総務費と商工費で減額となり、災害復旧費で増額しました。総務費は、特別定額給付金の皆減により3億4,896万1千円減額となり、商工費は、阿賀野川河川公園造成事業の完了や感染症対策に係る住宅改修費補助金、経営持続支援特別給付金及びプレミアム飲食券発行事業補助金の減額等により9,450万2千円減額となりました。一方で、災害復旧費は、豪雨災害の復旧事業により8,693万3千円の増額となったものの、歳出総額では令和2年度に比べ2億7,476万円の減額となりました。

	令和3年度	令和2年度	増減額
歳入	138億8,567万7千円	137億8,664万5千円	9,903万2千円
歳出	129億7,457万9千円	132億4,933万9千円	△2億7,476万円

2 決算額の推移

令和3年度の決算額は、感染症対策により前年度に比べ増額となりました。経常的な一般財源の規模である標準財政規模は81億251万3千円であることから、依然として決算規模は大きい傾向にあります。

決算規模の推移



3 決算収支

決算収支には歳入と歳出の差額を示す形式収支のほか、いくつかの収支があります。（千円）

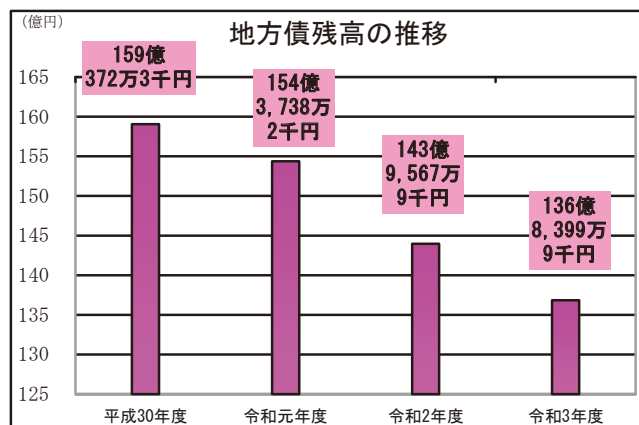
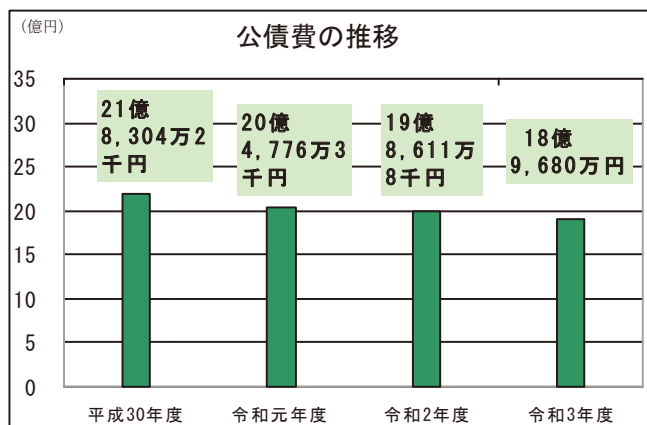
区分	令和3年度決算	令和2年度決算	増減額
形式収支	911,098	537,306	373,792
実質収支	829,939	398,277	431,662
単年度収支	431,662	△158,765	590,427
実質単年度収支	695,141	△327,515	1,022,656

- ※ 形式収支 … 地方公共団体のその年度の歳入総額から歳出総額を単純に差し引いたもの。年度内に収入された現金と支出された現金の差額です。
- ※ 実質収支 … 形式収支から翌年度に繰り越されるべき財源を控除した額が実質収支であり、累積の黒字又は赤字を表します。年度内に支出が終わらない見込みのあるものについては繰越明許費や事故繰越等として翌年度に繰り越されます。翌年度に繰り越されるべき財源とは、それに伴い繰り越されることになった、使い道の決まっている財源のことです。
- ※ 単年度収支 … 実質収支には前年度以前からの累積された黒字又は赤字が含まれていることから、当該年度だけの収支を把握するため、当該年度の実質収支額から前年度の実質収支額を差し引きます。
- ※ 実質単年度収支 … 単年度収支に当該年度に措置された黒字要素（財政調整基金積立額、地方債繰上償還額）を加え、赤字要素（財政調整基金取崩額）を控除した場合単年度収支が実質的にどのようなものになったか検証するものです。

実質収支と実質単年度収支について

- ・実質収支には前年度以前から累積された黒字又は赤字が含まれています。
- ・前年度からの影響を遮断し、当該年度のみの実質的な収支状況を示したものが実質単年度収支です。
- ・実質収支が黒字であっても、実質単年度収支が赤字であれば、前年度までの黒字のおかげで当該年度もかろうじて黒字となっていることを示しています。この状態が続けば、やがて実質収支も赤字となります。
- ・地方財政の健全性（決算収支の均衡）の判断は実質収支が黒字か赤字かを見るだけでは不十分のため、実質収支が前年度と比べてどう増減したのか（単年度収支）に加え基金の積立てや取り崩し、地方債の繰上償還などを考慮した場合はどうか（実質単年度収支）を併せて見る必要があります。

4 公債費・地方債現在高



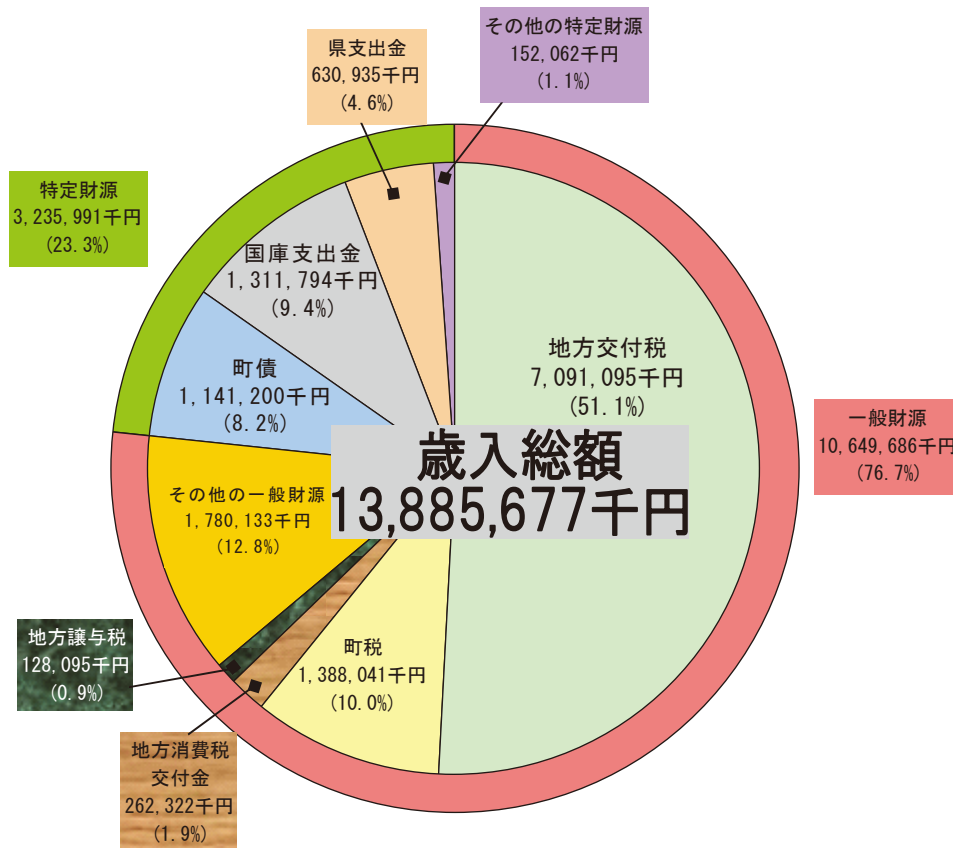
- ※ 「地方債」とは地方自治体が財政上必要とする資金を政府や銀行から調達することによって負担する長期的な債務（借金）のことで、その元金、利子や一時借入金の利子を支払うための経費を「公債費」といいます。

歳入

町に入ってくるお金には、どんな種類があって、どこから来ているのでしょうか？

1 歳入内訳の構成

歳入に占める割合は、地方交付税、町税、国庫支出金の順になっています。また、一般財源の割合は76.7%でした。



- ※ 地方譲与税 … 国税として徴収したものを、国が一定の基準により、地方公共団体に対して譲与するものです。地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、森林環境譲与税があります。
- ※ 地方消費税交付金 … 地方消費税の一部を財源として、県が人口と従業者数で按分し、市町村に対して交付するものです。
- ※ 地方交付税 … 全国どの市町村に住んでも一定水準の行政サービスが受けられるよう、所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税といった国税の一定割合を財源として、国が一定基準により市町村に交付するものです。

一般財源

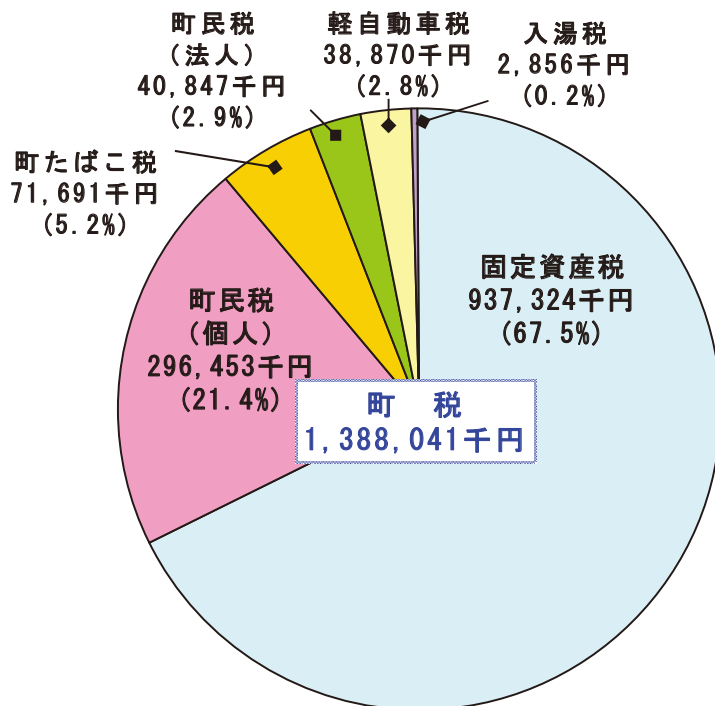
地方税や地方交付税のように、用途が特定されていない財源を一般財源と呼んでいます。ここでは、地方税、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、自動車税環境性能割交付金、ゴルフ場利用税交付金、地方特例交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金等を一般財源として扱っています。町が様々な行政ニーズに適切かつ柔軟に対応するためには、この一般財源の確保が極めて重要になります。

自主財源と依存財源

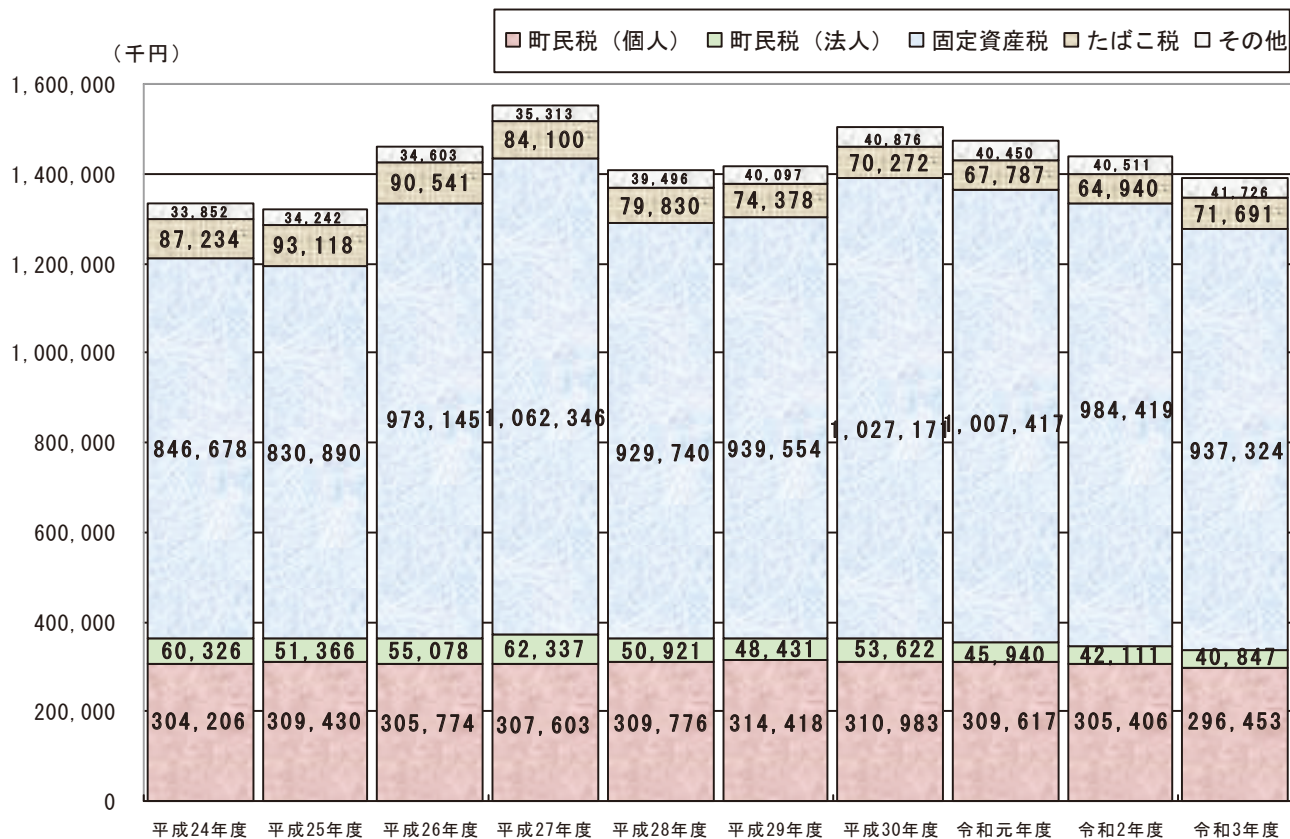
町の歳入は、町税、分担金及び負担金、使用料及び手数料などのように町が自ら収入額を見積もり賦課徴収することのできる自主財源と、国庫支出金、地方交付税、地方譲与税などのように国から定められた額を交付されたり割り当てられたりする依存財源とに区分されます。地方公共団体が自主性を発揮して行政をすすめるためには、自主財源の確保が必要とされますが、阿賀町は自主財源が乏しく、歳入総額の7割以上が依存財源となっています。

2 町 税

町民の皆さんや町内に事務所などを持つ法人などに納めていただく税金です。町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税などがあり、町の自主財源でかつ一般財源でもあります。町民税及び固定資産税で町税収入の約92%を占めています。



町税の推移

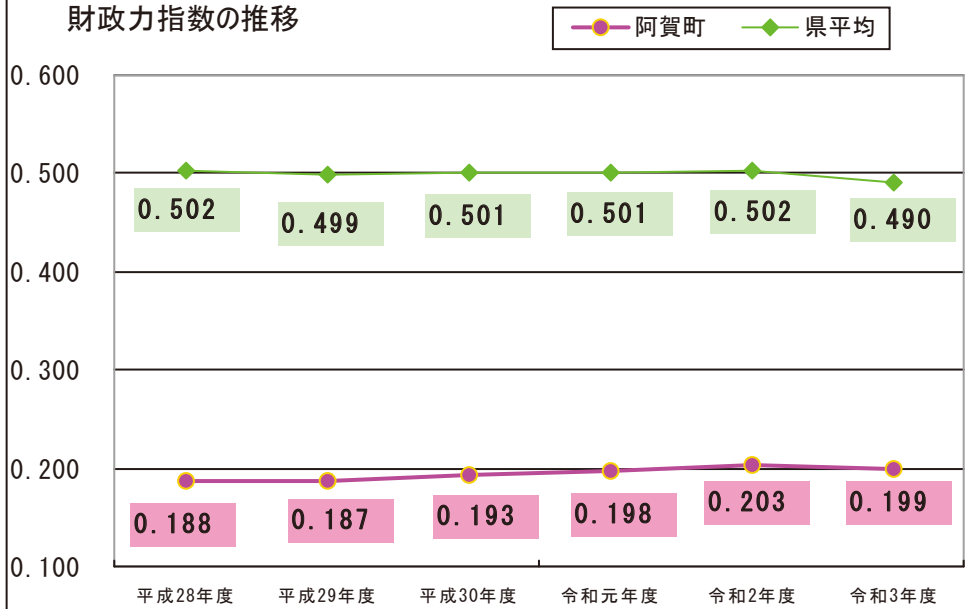


町税は、大部分を占める固定資産税が宅地評価額の下落や償却資産の減に伴い減少傾向にあります。平成27年度や平成30年度など、固定資産税や町民税（法人）の増により一時的に税収が増加している年もありますが、今後は人口減少や社会情勢の変化による税収の減額が予測されます。

財政力指数

国が示したルールに沿って、阿賀町の規模（面積や人口、世帯数、納税者数、道路の長さや面積、学校の数、農家の数など多岐にわたる項目）から見込まれる収入（基準財政収入額）と支出（基準財政需要額）の割合（収入÷支出）をいいます。これが1に近いほど財政に余裕があるとされます。この指数が1より小さい場合は、その差額（不足分）が国から地方交付税である「普通交付税」として交付されます。阿賀町は、歳入の半分近くが地方交付税で占めており、地方交付税への依存度が高い状況にあります。

財政力指数の推移



財政力指数の

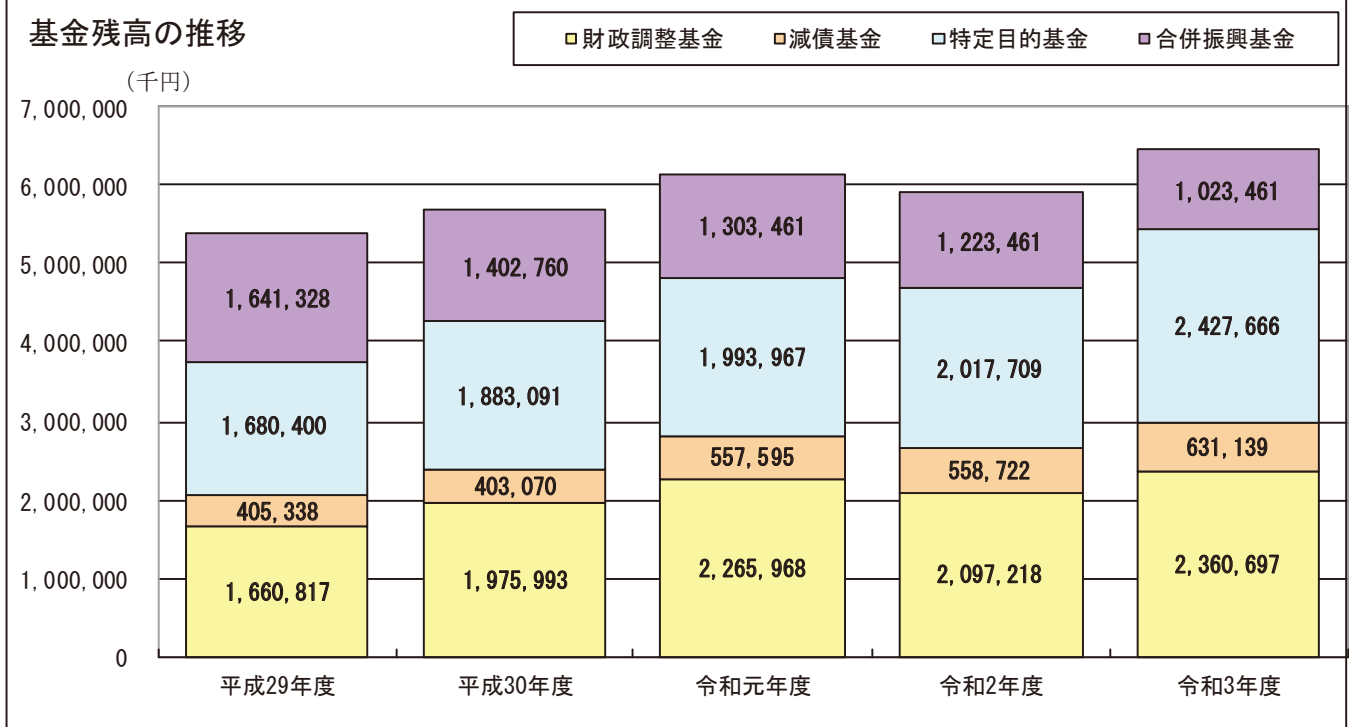
県内市町村との比較

0.110	栗島浦村
0.199	阿賀町
0.231	関川村
0.232	佐渡市
0.242	出雲崎町
0.258	津南町
0.407	阿賀野市
0.426	五泉市
0.483	新発田市
0.490	県平均
0.953	湯沢町
1.072	聖籠町
1.330	刈羽村

基金

基金とは、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために設けられる資金又は財産のことで、年度間の財政調整機能を担っています。令和3年度は財政調整基金や減債基金の積み立てを行ったため5億4,585万3千円増加しました。今後は町税の減収や地方交付税の減額などにより財源不足を補うための取り崩しが見込まれることから、適正な基金管理が必要です。

基金残高の推移

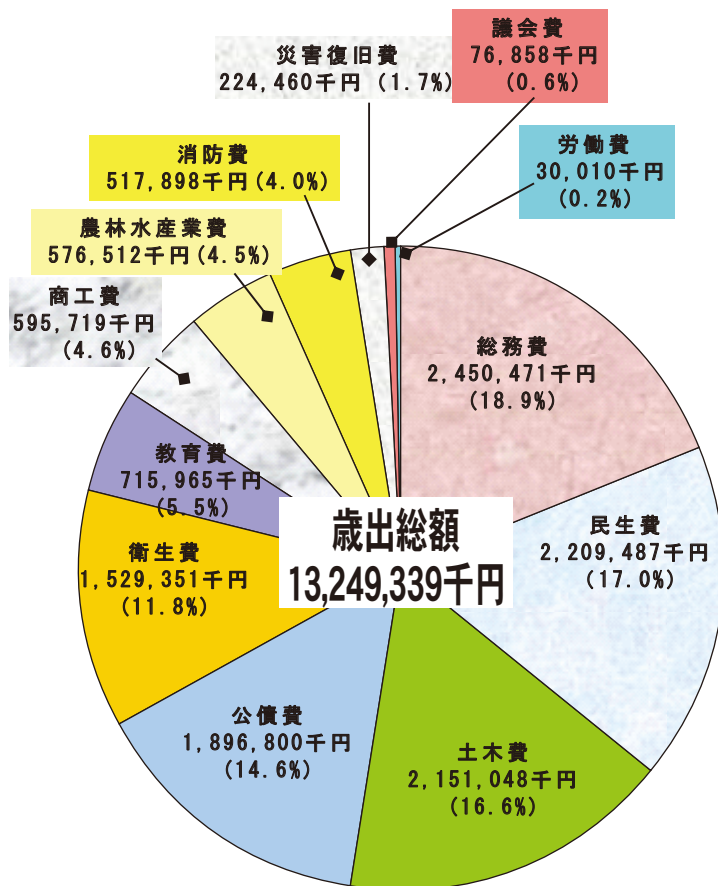


歳出

町のお金は何に使われているのでしょうか？

1 目的別分類

使われたお金を目的別に分類すると、総務費、民生費、土木費などに多く使われています。



総務費：庁舎や財産の維持管理、戸籍管理、税金の徴収などに係る経費

民生費：児童、高齢者、心身障害者等の福祉の充実のための経費

土木費：道路、住宅等の整備や維持管理経費

公債費：借入金の元金・利子などの支払い経費

衛生費：町民の健康管理やごみ・し尿処理経費

教育費：学校教育、社会教育、文化・スポーツの振興に係る経費

商工費：商工業の振興及び観光に係る経費

農林水産業費：農業や林業等に関する経費

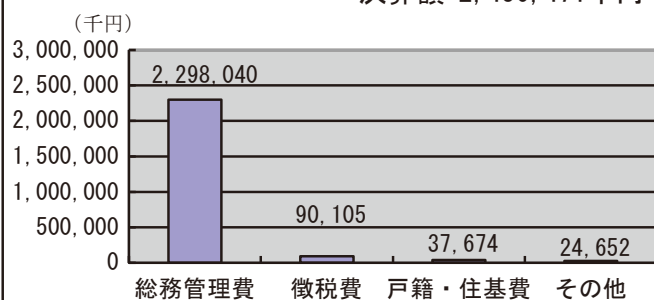
消防費：消防活動ほか防災対策経費

災害復旧費：災害箇所の復旧に係る経費

議会費：町議会活動に係る経費

労働費：雇用対策等に係る経費

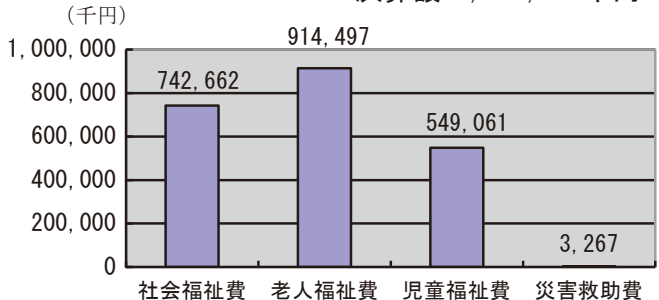
◇総務費の内訳 決算額 2,450,471千円



総務費

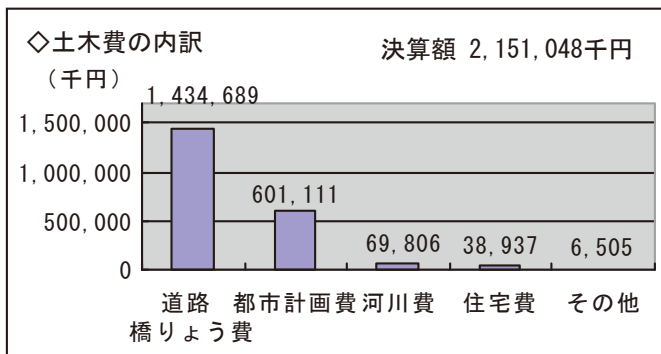
「総務管理費」の中には、基金積立金 7 億 4,796 万 7 千円、ふるさと阿賀町応援寄附金事業 2 億 7,854 万 6 千円、テレワーク・ワーケーション促進事業 6,890 万 4 千円、生活交通確保対策事業 6,236 万 2 千円等が含まれています。各行政区への交付金、役場の本庁や支所、文化福社会館、上川会館の維持管理等の経費も「総務管理費」に含まれます。

◇民生費の内訳 決算額 2,209,487千円

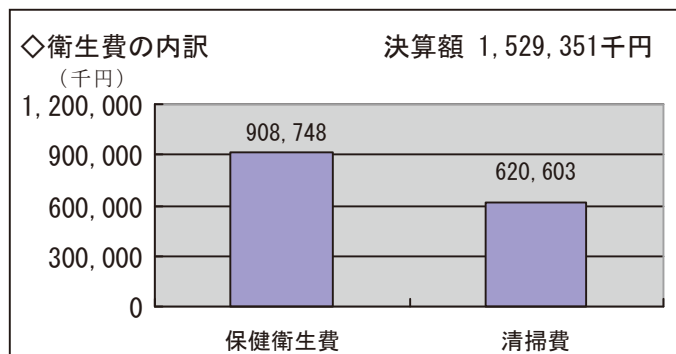


民生費

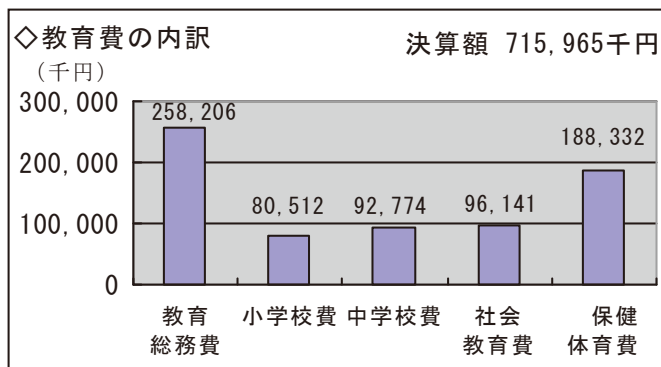
「老人福祉費」の中には、介護保険特別会計への繰出金 3 億 4,792 万 7 千円や後期高齢者医療広域連合への負担金 2 億 6,234 万 2 千円、養護老人ホームきりん荘運営費 1 億 9,121 万 4 千円などが含まれています。「児童福祉費」の中には、各保育園の運営経費や児童手当に係る経費 7,045 万 4 千円、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業 9,422 万円が含まれています。



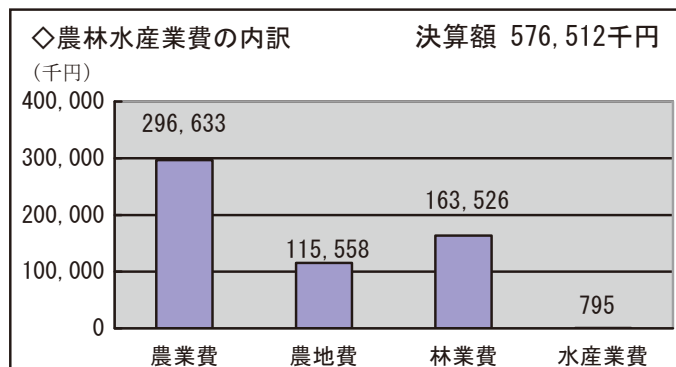
土木費 「道路橋りょう費」の中には、除排雪対策に係る経費 8 億 9,790 万 3 千円が含まれます。また、道路新設改良費として 3 億 7,469 万 4 千円、道路橋りょう維持管理費として 4,761 万円が含まれています。「都市計画費」には、下水道費として下水道事業特別会計への繰出金 6 億 100 万円が含まれています。



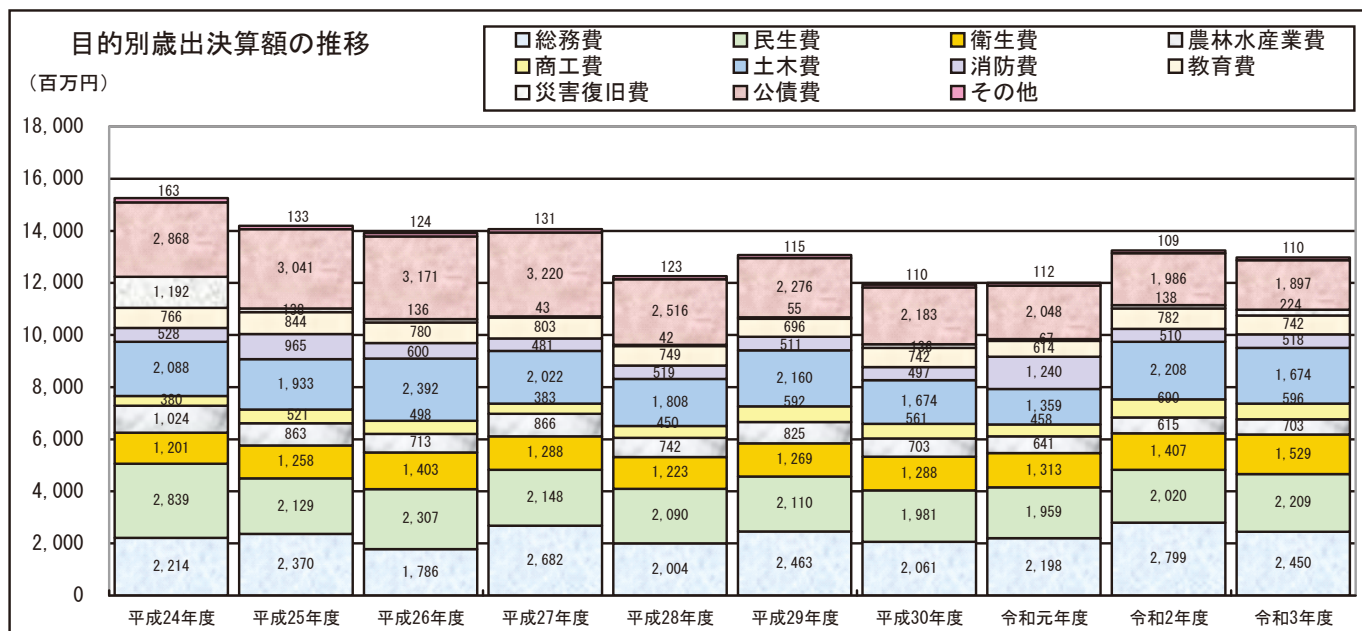
衛生費 「保健衛生費」の中には、水道事業会計への繰出金 3 億 6,259 万 3 千円のほか、新型コロナウイルスワクチン接種事業 7,586 万 3 千円、母子保健審査・医療費等助成事業 2,567 万円、町営診療所運営経費等が含まれます。「清掃費」には、ごみ、し尿処理に係る経費 5 億 5,956 万 3 千円が含まれています。



教育費 「教育総務費」の中には、スクールバス運行に係る経費 1 億 5,003 万円、「小学校費」「中学校費」では、各学校管理に係る経費や情報通信教育に係る経費、「社会教育費」では、公民館管理に係る経費や文化財保護、遺跡発掘に係る経費が含まれています。「保健体育費」では、体育施設の管理に係る経費 4,716 万 2 千円や学校給食に係る経費 9,447 万 6 千円が含まれています。



農林水産業費 「農業費」の中には、山間地農業維持のための中山間地域等直接支払事業に係る経費 5,427 万 3 千円や有害鳥獣対策に係る経費 2,978 万 9 千円が含まれます。「農地費」には、農業用水の確保や農道維持などに係る経費 4,808 万 6 千円が含まれています。「林業費」には林道開設、改良舗装に係る経費 2,574 万 9 千円、森林環境整備事業 1,493 万 9 千円が含まれています。



財政構造の弾力性

財政面から見た行政需要への対応能力はどうなっているのでしょうか？

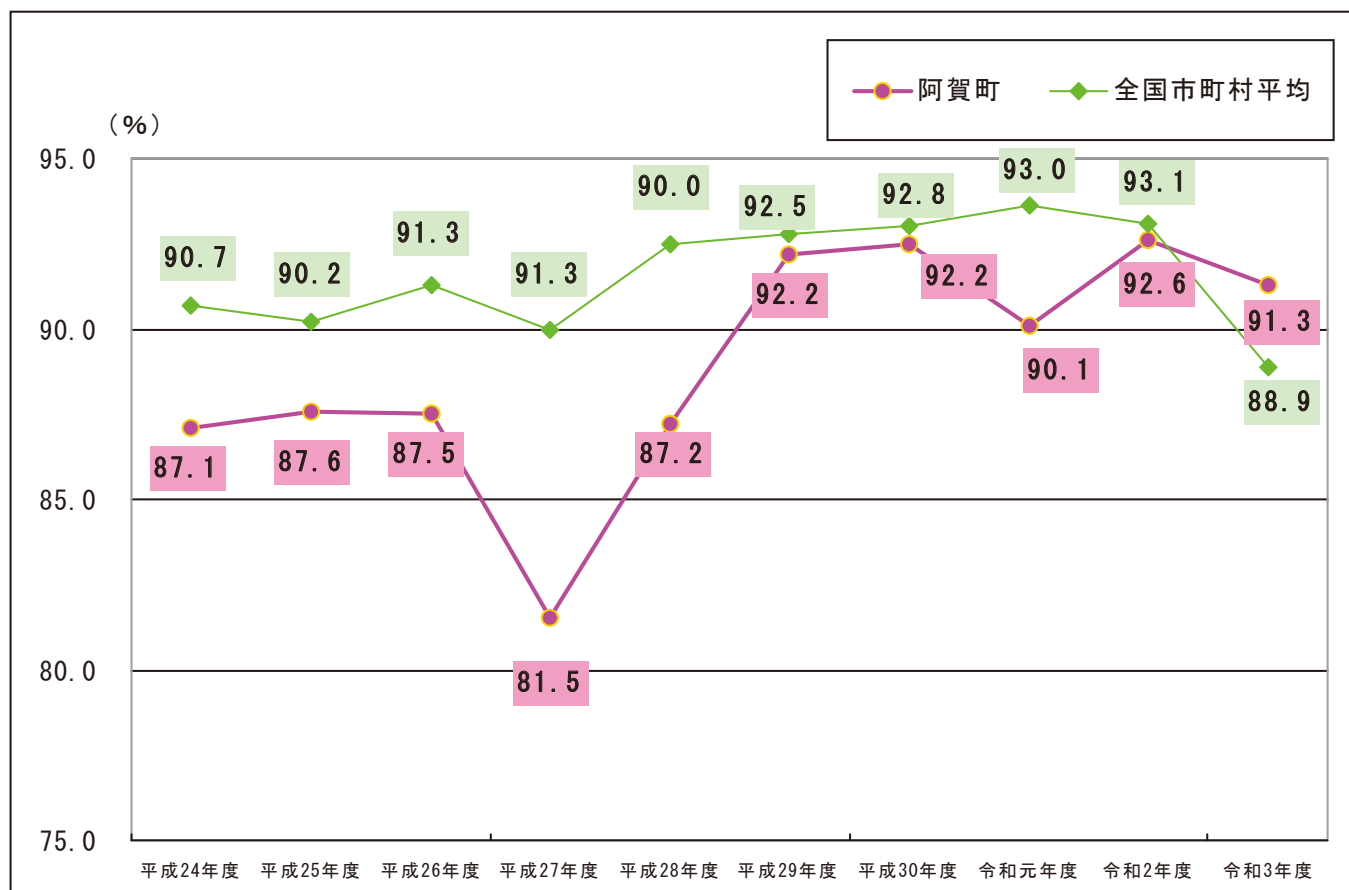
町が住民からのニーズに的確に伝えていくには、毎年支出の必要がある義務的経費に充てる財源に加えて、社会経済や行政需要の変化に適切に対応していくための施策に充てる財源を確保していくことが必要です。その財源確保の程度を財政構造の弾力性（ゆとり）といいます。

1 経常収支比率

財政構造の弾力性（ゆとり）を判断するための指標が経常収支比率です。地方税・普通交付税などの、使いみちを制限されない毎年収入される性質の収入（経常的な収入）に対する、人件費・公債費・扶助費など毎年支出される性質の支出（経常的な支出）の割合です。この割合が低いほど財政にゆとりがあり、さまざまな状況の変化に柔軟に対応できることを示します。

令和3年度の阿賀町の経常収支比率は、前年度比1.3%減の91.3%となりました。経常的な経費の削減が進まないなかでの普通交付税の縮減が大きく影響し、依然として高い比率となっています。今後も人口減少による地方税や普通交付税の減額が見込まれるため、経常経費の見直しなど検討が必要です。

経常収支比率の推移



財政指標一覧

阿賀町の財政をいくつかの財政指標（全国統一の基準）でみてみましょう。

阿賀町の財政状況を前年度と比べてどうだったか、様々な角度から分析します。11の財政指標中、前年度と比べて改善されたものが8つ、悪化したものが3つとなりました。

令和3年度は、地方交付税の増額やふるさと納税の増額により、自由に使える一般財源の割合が増額したため、自主性・安定性を示す指標が改善しました。一方で、普通交付税の増額に伴い、自前でまかなえる町税などの収入の割合を示す「財政力指数」が悪化しました。

性格	種類	基準等	令和 2年度	令和 3年度	分析		令和2年度平均値	
							新潟県	全国
収支の均衡を示すもの	実質収支比率	標準財政規模に対する実質収支の割合。3～5%が望ましい。	5.0%	10.2%	➡	改善	5.3%	4.2%
ゆとりを示すもの	経常収支比率	財政構造のゆとり（弾力性）を判断するための指標。割合が低いほどゆとりがある。	92.6%	91.3%	➡	改善	92.3%	93.1%
	公債費負担比率	借入金の元金・利子に充てられた一般財源の一般財源総額に対する割合。 15% 警戒ライン 20% 危険ライン	19.2%	17.3%	➡	若干改善	16.0%	15.7%
	公債費比率	借入金の元金・利子に充てられた一般財源の標準財政規模に対する割合。10%を越えないことが望ましい。	3.7%	3.5%	➡	若干改善	-	-
	義務的経費比率	人件費・扶助費・公債費など簡単に削減することが難しい経費の割合。高いほどゆとりなし。	38.2%	39.8%	➡	若干悪化	-	-
	財政力指数 (3ヶ年平均)	行政サービスに必要な支出に対する、自前でまかなえる町税などの収入の割合。1に近いほど財政力が強い。	0.203	0.199	➡	悪化	0.502	0.510
自主性・安定性を示すもの	一般財源比率	一般財源が収入全体に占める割合。高いほど安定・自立。	72.9%	76.7%	➡	若干改善	-	-
	単独事業費比率	国の補助等を受けずに自主的・主体的に地域の実情等に応じて実施する事業に要する経費の割合。高いほど地域の実情に沿った独自性あり。	4.2%	5.4%	➡	若干改善	-	-
借金や将来の財政負担の大きさを示すもの	実質公債費比率 (3ヶ年平均)	借入金の返済状況から見た財政の健全化を表す指標。 18%以上 借入に許可が必要。 35%以上 借入に制限を受ける。	12.1%	12.8%	➡	若干悪化	10.3%	5.7%
	地方債現在高比率	借入金の現在高の標準財政規模に対する割合。高いほど将来の財政状況のゆとりなし。	181.7%	168.9%	➡	改善	122.9%	164.2%
	将来負担比率	将来負担すべき債務の標準財政規模に対する割合。高いほど将来の財政を圧迫。	99.2%	81.6%	➡	改善	98.3%	24.9%

令和3年度 健全化判断比率及び資金不足比率の公表

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年6月22日法律第94号）より、地方公共団体は毎年度の決算を基に健全化判断比率および公営企業ごとの資金不足比率を算定し、監査委員の審査に付したうえで議会に報告し、公表することが義務づけられています。

この法律に基づき、令和3年度の健全化判断比率・資金不足比率の算定結果について皆さんにお知らせします。

健全化判断比率

(単位：％)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
阿 賀 町	— (△10.24)	— (△13.68)	12.8	81.6
早期健全化基準	13.72	18.72	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

※実質赤字額・連結実質赤字額がないため「—」で表示し、参考に黒字額の比率を（△）で表示しています。

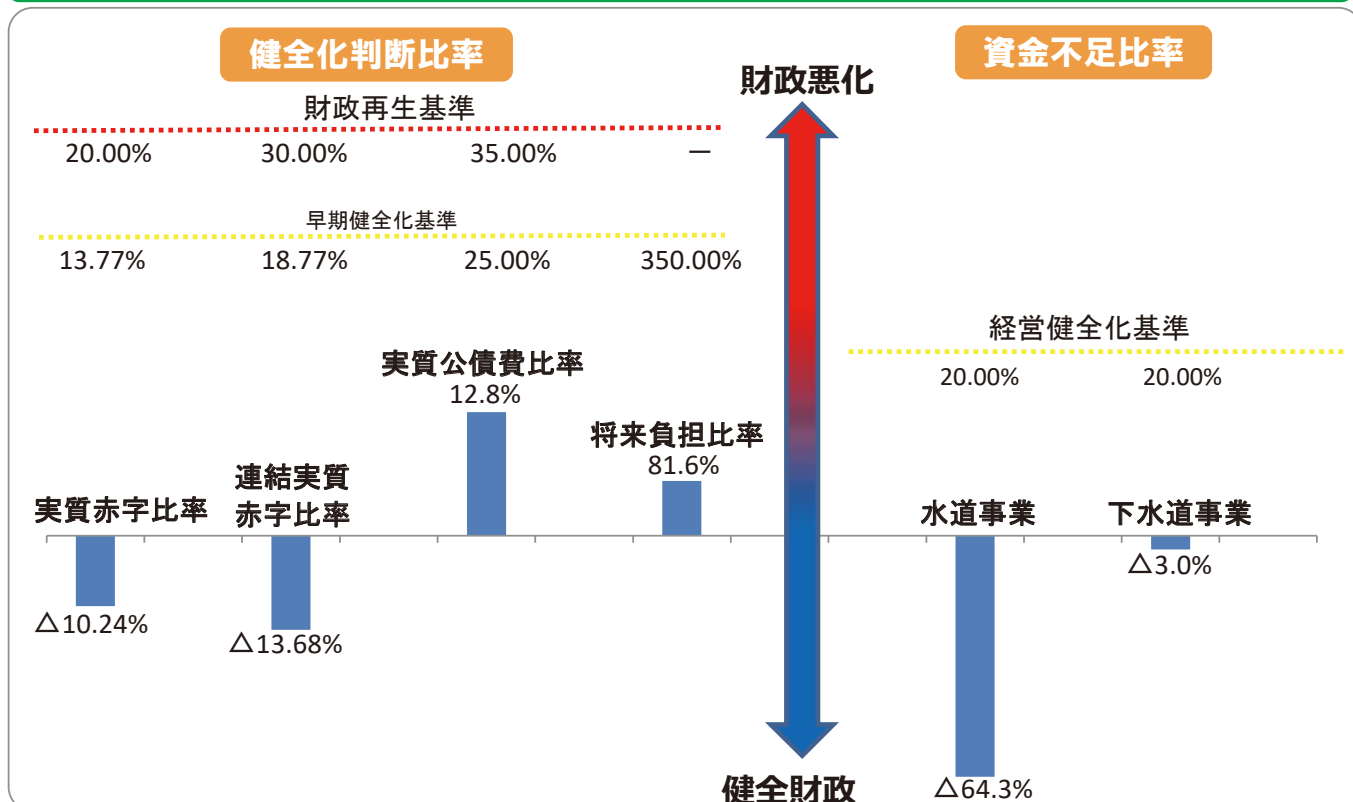
資金不足比率

(単位：％)

	水道事業会計	下水道事業特別会計
阿 賀 町	— (△64.3)	— (△3.0)
経営健全化基準	20.0	20.0

※資金不足比率がないため「—」で表示し、参考に資金剰余の比率を（△）で表示しています。

健全化判断比率・資金不足比率の指標



制度解説

地方公共団体の財政の健全化に関する法律等の概要

平成21年4月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が全面施行され、「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」といった指標の整備とその開示の徹底、財政の早期健全化や再生を図ることとされたものです。

健全段階	財政の早期健全化段階	財政の再生段階
○指標の整備と情報開示の徹底 ・フロー指標: 実質収支比率 連結実質赤字比率 実質公債費比率 ・ストック指標: 将来負担比率 三セク等を含めた実質的負債による指標 →監査委員の審査に付し議会に報告し公表	○自主的な改善努力による財政健全化 ・財政健全化計画の策定(議会の議決)、外部監査の要求の義務付け ・実施状況を毎年度議会に報告し公表 ・早期健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣又は知事が必要な勧告	○国等の関与による確実な再生 ・財政再生計画の策定(議会の議決)、外部監査の要求の義務付け ・財政再生計画は、総務大臣に協議し、同意を求めることができる ・財政運営が計画に適合しないと認められる場合においては、予算の変更等を勧告

阿賀町はすべての指標において「健全段階」であり、早期健全化段階を下回る水準となっています。

健全化判断比率等の対象

健全化判断比率等算定対象会計名称			
阿賀町	一 般 会 計	一般会計等	実質赤字比率
	診 療 所 特 別 会 計		
	町営スキー場事業特別会計		
	国民健康保険特別会計	公営事業会計	連結実質赤字比率
	介護保険特別会計 (保 険 事 業 勘 定)		
	介護保険特別会計 (サ ー ビ ス 事 業 勘 定)		
	水 道 事 業 会 計		
	下 水 道 事 業 特 別 会 計	公営企業会計	実質公債費比率
新 潟 県 市 町 村 総 合 事 務 組 合		※公営企業会計 ごとに算定	
さくら福祉保健事務組合			
新 潟 県 中 東 福 祉 事 務 組 合			
五 泉 地 域 衛 生 施 設 組 合			
新 潟 県 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合			
財 団 法 人 上 川 農 業 振 興 公 社		地方公社 第三セクター等	将来負担比率
財 団 法 人 三 川 農 業 振 興 公 社			
株 式 会 社 阿 賀 の 里			

※公営企業会計ごとに算定

実質赤字比率

実質赤字比率とは

当該地方公共団体の一般会計等（一般会計・診療所特別会計・町営スキー場事業特別会計）を対象とした実質赤字額の標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で経常的に収入される一般財源の規模）に対する比率です。

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化したもので、**財政運営の悪化の度合い**を測るための基礎的な指標です。

実質赤字比率の算定方法

一般会計等の実質赤字額 △ 829, 939

標準財政規模 8, 102, 513

=

実質赤字比率

△10.24%

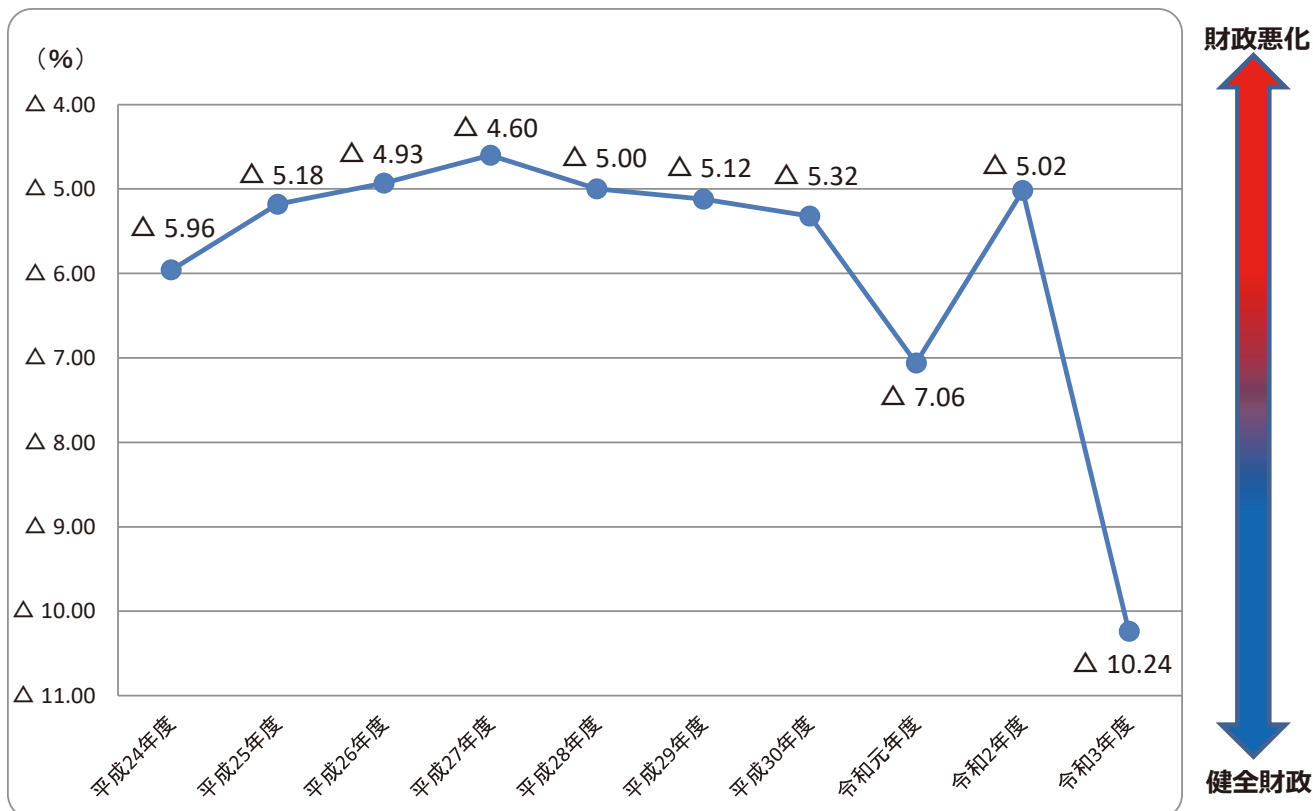
早期健全化基準 13.72%

財政再生基準 20.00%

実質赤字比率の状況

阿賀町の一般会計等の実質収支額は8億2,993万9千円の黒字となっており、赤字は発生していませんが、新たな行財需要や激甚化する自然災害に対応するため、今後も財政の健全化に引き続き取り組んでいく必要があります。

実質赤字比率の推移



連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは

公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計（一般会計等・国民健康保険特別会計・後期高齢者医療特別会計・介護保険特別会計・水道事業会計・簡易水道事業特別会計・下水道事業特別会計）を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化したもので、**地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合い**を示す指標です。

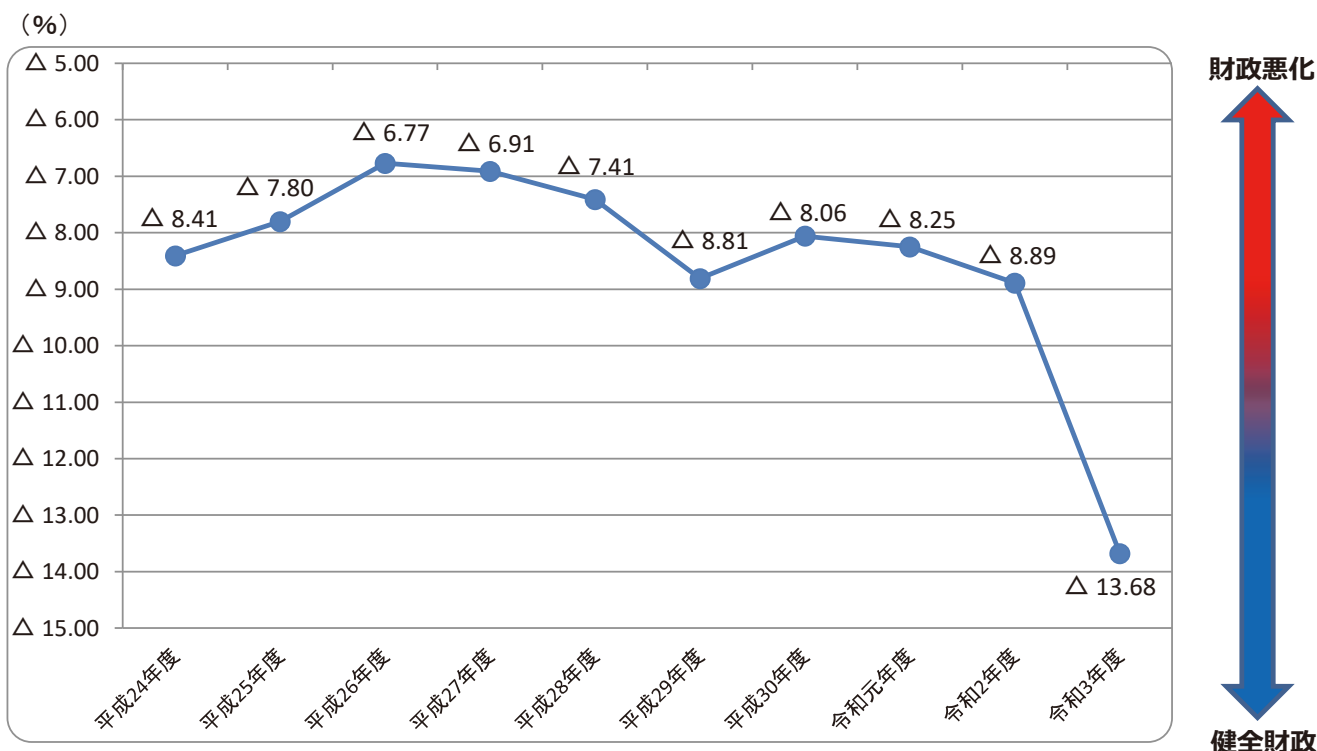
連結実質赤字比率の算定方法

連結実質赤字額	△ 1,109,173		
		=	連結実質赤字比率 △13.68%
標準財政規模	8,102,513		
		早期健全化基準	18.72%
		財政再生基準	30.00%

連結実質赤字比率の状況

阿賀町の全会計においての実質黒字及び資金剰余額の合計は11億917万3千円となり、実質赤字及び資金不足額は発生していませんが、今後も財政の健全化に引き続き取り組んでいく必要があります。

連結実質赤字比率の推移



実質公債費比率

実質公債費比率とは

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率（3カ年平均）です。
借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化したもので、**資金繰りの程度**を示す指標です。

実質公債費比率の算定方法

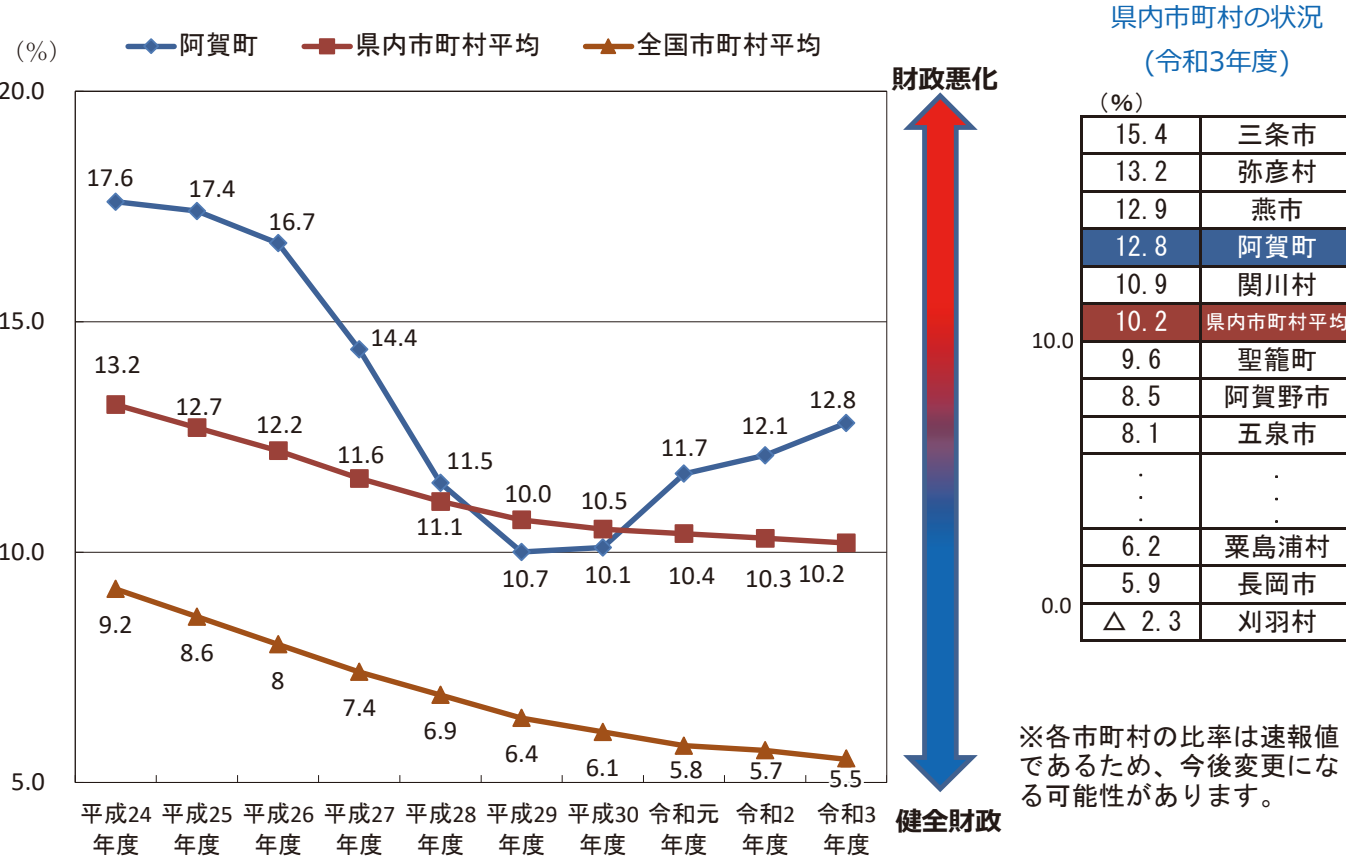
$$\frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

実質公債費比率 (令和元年単年度)	13.3%	実質公債費比率 (令和2年単年度)	13.1%	実質公債費比率 (令和3年単年度)	12.3%	実質公債費比率 (3か年平均)	12.8%
770,152	769,678	756,632	早期健全化基準	25.0%			
5,807,139	5,884,167	6,160,177	財政再生基準	35.0%			

実質公債費比率の状況

阿賀町の実質公債費比率は、前年度に比べ単年度では0.8ポイント改善したものの、3カ年平均では0.7ポイント悪化しました。県内市町村平均・全国市町村平均と比べると比率は高く、町債の新規発行の抑制や普通交付税措置のない地方債は発行しない等の徹底した地方債管理が必要です。また、公営企業会計への繰出金の増加が比率の悪化に影響しており、公営企業会計において収入確保及び歳出削減に努めることにより繰出金を抑制する必要があります。

実質公債費比率の推移



将来負担比率

将来負担比率とは

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。

地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化したもので、**将来財政を圧迫する可能性の度合い**を示す指標です。

将来負担比率の算定方法

将来負担額-(充当可能基金額+特定財源見込額+
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)
5,028,116

= **将来負担比率** **81.6%**

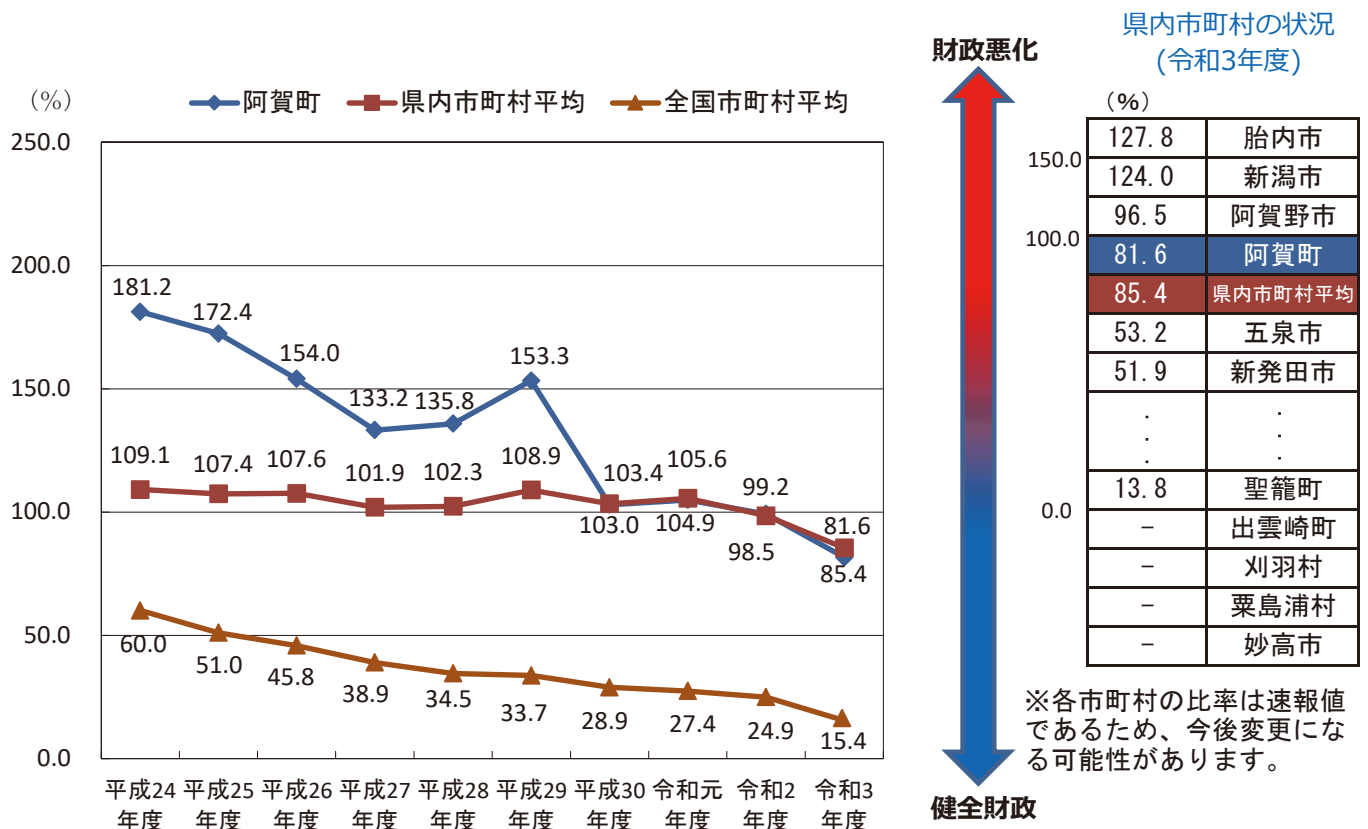
標準財政規模-(元利償還金・準元利償還金に係る
基準財政需要額算入額)
6,160,177

早期健全化基準 350.0%

将来負担比率の状況

阿賀町の将来負担比率は前年度に比べ17.6ポイント改善しました。しかし、全国平均と比べると依然として高い水準にあり、一般会計や公営企業会計の地方債残高が比率を悪化させている要因となっています。このため、町債の繰上償還の実施及び新規発行の抑制、特に普通交付税措置のない地方債は発行しない等の徹底した地方債管理が必要となっています。

将来負担比率の推移



資金不足比率

資金不足比率とは

当該地方公共団体の公営企業会計（水道事業会計・下水道事業特別会計）ごとの資金不足額の事業規模に対する比率です。

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化したもので、**経営状態の悪化の度合い**を示す指標です。

資金不足比率の算定方法

水道事業会計（公営企業法適用企業）

資金不足額	=	△ 184,229	=	水道事業会計 資金不足比率	△ 64.3 %	経営健全化基準 20.0%
事業の規模	=	286,482				

下水道事業会計（公営企業法非適用企業）

資金不足額	=	△ 4,695	=	下水道事業会計 資金不足比率	△ 3.0 %	経営健全化基準 20.0%
事業の規模	=	158,842				

資金不足比率の状況

阿賀町の資金不足比率はいずれの会計も資金不足額は発生していません。しかし、水道事業会計の資金剰余額は、流動資産から流動負債を差し引いたものであり、実際の決算上は欠損金を計上していますので、決して経営状況が良いわけではありません。

下水道事業特別会計についても、一般会計からの繰入金によって収支が黒字となっています。これは一般会計の負担の増や実質公債費比率及び将来負担比率の上昇につながることから、引き続き経営の健全化に取り組んでいく必要があります。

資金不足比率の推移

